



消費生活相談

北海道産海産物の電話勧誘トラブル ～年末にかけて特に注意を～

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

携帯電話に着信があり「海産物を販売している。漁師から取り寄せた新鮮なものばかりで損はさせない。助けると買ってほしい」と言われ、2万円の代引きで契約した。後日商品が届き、代引きで支払いを済ませて届いたものを見ると、とても代金に見合うものではなかった。

クーリング・オフについて書かれていたので業者に連絡し、返金と返品を了承してもらい、返品して2週間経つが返金されない。

【ひとことアドバイス】

- 11月8日、北海道警察と国民生活センターが連名で注意喚起しています。➔
- 他にも「以前購入してもらった」「海産物が売れなくて支援してほしい」など消費者の善意につけ込み、断りにくい状況にする勧誘があります。
- 支払ってから代金を取り戻すのは困難です。急かされても信用できる業者か、よく検討しましょう。
- 断った後に商品が届いても、受け取りを拒否して、代金を支払わないようにしましょう。
- お正月用品の買い物時期にトラブルが増えると予想されています。特に注意してください。

海産物の電話勧誘トラブル に注意ください!

【電話での勧誘トーク例】

- ✓以前購入された方に電話をしています。現在日本の海産物が海外で問題になっていて、売れない状況にあります。助けてください。
- ✓北海道の支援のために海産物を買ってください。

【消費者へのアドバイス】

- ✓おかしいと感じたら、さっぱり断りましょう。
- ✓電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。
- ✓断ったのに商品が届いたら、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。
- ✓消費生活センターや警察に相談しましょう。
* 消費者ホットライン：「188」番
* 警察相談専用電話：「#9110」番

北海道庁 北海道消費生活センター（2023年11月）

国民生活センターホームページ

